

## 会計年度任用職員（心理判定業務専門員）募集要項

項 目	内 容
職名	心理判定業務専門員
任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号
採用予定人数	1名
任用期間	<p>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>※任用後原則1月は条件付採用期間です。条件付採用期間中の勤務実績が良好であった場合、正式採用となります。</p> <p>※任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、通算して連続4回まで公募によらずに再度任用される可能性があります。</p> <p>なお、期間を定めた任用であり、令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。</p>
勤務職場	東京都町田児童相談所（東京都町田市山崎1丁目2-17）
職務内容	愛の手帳に関する心理検査など判定業務、児童の観察、心理療法に関する業務 等
応募資格・求められる能力	<p>次の条件を全て満たす者</p> <p>(1) 学校教育法に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(2) 児童の心理検査・発達検査の経験がある者</p> <p>(3) 児童福祉の推進に熱意と理解のある者</p> <p>(4) 事務処理（Excel、Word等のパソコン操作を含む）について、一定程度の能力を有する者</p> <p>(5) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、誠実に業務に取り組み、正確な事務処理ができる者</p> <p>(6) 都民、事業者等に対し親切かつ丁寧な対応を行うなど、十分なコミュニケーション能力を有する者</p>
勤務日数	月6日以内 月曜日（毎週）・木曜日（月1～2回） 手帳判定日による （応相談）
勤務時間	<p>8時30分から17時15分／ 9時00分から17時45分まで （応相談）</p> <p>所定勤務時間を超える勤務の有無：有（業務の必要上やむを得ない場合のみ）</p>
休憩時間	12時00分から13時00分まで
休暇等	<p>（有給）</p> <p>年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇</p> <p>（無給）</p> <p>妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与</p>
報酬額	<p>月額 15,000円（改定される場合があります）</p> <p>通勤手当相当額を別途支給（上限7,100円/日）</p> <p>※ 原則として月の1日から末日までの期間分を翌月15日に口座振込により支給</p> <p>※ 一定の要件を満たす場合、期末手当・勤勉手当を支給</p>

募集期間	令和8年3月5日（木曜日）17：00まで
応募方法	<p>次の応募書類を電子メールで送付してください（電子メールが利用できない場合は、郵送又は持参も可）。</p> <p>（1）応募書類</p> <p>①会計年度任用職員申込書（別紙）</p> <p>※正面顔写真を貼付してください。申込書への貼付が難しい場合、写真データをメールに直接添付しても構いません。</p> <p>②資格証明書（写し）</p> <p>③返信用封筒1通（郵送・持参の場合のみ。合否通知等の郵送先住所と氏名を書き、320円切手を貼付してください。）</p> <p>※希望する勤務日数を〔特記事項・自由意見〕欄に御記入ください。</p> <p>※連絡先として、日中連絡できる電話番号を電話番号欄に記載してください。</p> <p>（2）申込先</p> <p>送付先メールアドレス：<a href="mailto:S1140515@section.metro.tokyo.jp">S1140515@section.metro.tokyo.jp</a></p> <p>送付時の件名：会計年度任用職員採用選考応募（心理判定業務専門員）</p> <p>※申込み確認後、返信メールをお送りします。数日お待ちいただいても返信メールが届かない場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。</p> <p>※持参の場合は、平日9時から17時まで</p>
選考方法	<p>（1）第一次選考（書類選考）</p> <p>（2）第二次選考（面接）</p> <p>令和8年3月9日（月曜日）から令和8年3月18日（水曜日）までの間に実施予定</p> <p>※合否結果については、本人宛郵送により通知します。</p> <p>※電話連絡をさせていただく場合もございます。また、選考経過及び結果に関するお問い合わせには、一切対応できませんので御了承ください。</p>
問い合わせ	<p>〒195-0075 町田市山崎1丁目2-17</p> <p>東京都町田児童相談所 管理担当</p> <p>電話：042-851-9357（代表）</p>

○上記勤務条件等については、制度改正に伴い変更となる場合があります。